

# News Release

平成 30 年 10 月 10 日  
株式会社日本政策投資銀行

## 第 4 回 DBJ サステナビリティボンドの発行について ～5 年連続 SRI 債発行により SRI 債市場発展に貢献～

株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）は、平成 30 年 10 月 10 日に、第 4 回 DBJ サステナビリティボンド（第 74 回 MTN）を発行しました。サステナビリティボンドとは、近年欧米を中心に発行が急増している社会的責任投資（SRI）債の一種であり、本件は、DBJ として 5 回目の SRI 債の起債となります。

DBJ は、昭和 45 年前後の公害対策を皮切りに、これまで約 50 年にわたり、環境対策事業に対して 3 兆円以上の投融资実績を有しています。平成 16 年度には、それまで培ってきた知見をもとに、「[DBJ 環境格付](#)」融資の運用を開始しました。また、平成 23 年度には、「[DBJ Green Building 認証](#)」制度の運用を開始し、環境や社会に配慮した取り組みを金融面からサポートしています（平成 30 年 3 月末時点の DBJ 環境格付融資累積融資額は 1 兆 3,025 億円、DBJ Green Building 認証物件数は 539 件）。

昨今の SRI 債需要の高まりを受け、DBJ は平成 26 年には初のグリーンボンドを、平成 27 年からはサステナビリティボンドを毎年継続発行しています。今次 SRI 債で調達された資金は、DBJ 環境格付融資を受けた企業向けのファイナンスや DBJ Green Building 認証で高い評価を受けた建物、不動産セクターの環境・社会・ガバナンス（ESG）配慮を測る年次のベンチマーク評価である GRESB 最高位の Green Star を取得した不動産や REIT、事業法人等向けのファイナンス、再生可能エネルギー分野、又はクリーン交通関連分野でのファイナンスに充当されます。

本起債は、SRI 投資家による継続的な投資ニーズに応えることを企図し、第 4 回 DBJ サステナビリティボンドを発行するものです。なお、プロジェクト選定や資金管理等の体制については、外部認証機関である Sustainalytics より [オピニオン](#) を取得しています。詳細は「DBJ 社会的責任投資債（SRI 債）」のページをご覧ください。

本起債では、ASR Vermogensbeheer、Banque Degroof Petercam Luxembourg、Banque Syz & Co、Mutuelle D'ivry、Vanguard Asset Management 等の SRI 投資家へ販売し、DBJ 発行のユーロ建て SRI 債としては、過去最大の発行額となりました。投資家属性別販売構成は、中央銀行・公的機関 25%、保険・年金 14%、アセットマネジャー 20%、銀行 38%、その他 3%となりました。また地域別販売構成は、欧阿中東 62%、アジア・太平洋 36%、米州（米国オフショアを含む）2%となりました。

DBJ は、サステナビリティ基本方針と第 4 次中期経営計画で掲げるサステナビリティ経営の一環として、今後も継続的に SRI 債を発行していく方針です。企業理念「金融力で未来をデザインします」に基づき、SRI 債市場の発展を推進するとともに、環境や社会に配慮した事業を行うお客様の取り組みを積極的に支援してまいります。

# News Release

## 本起債の内容

発行体 : 株式会社日本政策投資銀行  
市場 : ユーロ市場  
発行額 : 700 百万ユーロ  
期間 : 7 年 (2025 年 10 月 10 日償還)  
表面利率 : 0.875%  
発行価格 : 99.993%  
上場 : ルクセンブルク証券取引所 Euro MTF  
引受主幹事 : Daiwa Capital Markets Europe Limited  
Crédit Agricole Corporate and Investment Bank  
J.P. Morgan Securities plc  
Morgan Stanley & Co. International plc

調印日 : 2018 年 10 月 5 日  
払込日 : 2018 年 10 月 10 日  
債券格付 : A1: Moody's, A: S&P

### 【お問い合わせ先】

財務部 電話番号 03-3244-1820

本報道発表文は、当行の社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される目論見書が用いられます。なお、本件においては米国 1933 年証券法に基づく登録は行われません。